

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第5号）

（総合教育センター学校統合推進室計画課）

京都市立醒泉小学校及び京都市立淳風小学校を統合して京都市立下京雅小学校を設置し、及び同校の位置を変更するとともに、京都市立二の丸北小学校を京都市立向島二の丸小学校に統合することとしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。ただし、京都市立下京雅小学校の位置の変更については、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月10日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 5 号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

第1条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立醒泉小学校	京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地
京都市立淳風小学校	京都市下京区大宮通花屋町上る柿本町609番地の1

」

を

「

京都市立下京雅小学 校	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地 の1
----------------	--------------------------------

」

に改め、

「

京都市立二の丸北小 学校	京都市伏見区向島二ノ丸町300番地
-----------------	-------------------

」

を削る。

第2条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地の1」を「京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)